

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）を改正することを勧告する。

1 住居手当の改定

自らの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に対する住居手当は、廃止すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施すること。